西東京市廃棄物行政に関する施策について

「家庭ごみ３事業の検証と評価について」

「今 後 の ご み 減 量 対 策 に つ い て」

答　　申

平成２１年１０月

西東京市廃棄物減量等推進審議会

目　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

西東京市のごみ処理の状況と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

1．ごみ処理の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

2．家庭ごみ３事業の検証と評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

3．ごみ処理の今後の課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

提　　言　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

1．家庭ごみの３事業について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

2．今後のごみ減量対策について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

おわりに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

西東京市廃棄物減量等推進審議会委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・16

西東京市廃棄物減量等推進審議会審議経過　・・・・・・・・・・・・・・・・17

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例　・・・・・・・・・・・・・・18

はじめに

西東京市は、平成 19 年９月に戸別収集、翌 10 月にプラスチック容器包装類・金属類・廃食用油の分別収集、平成 20 年１月に家庭ごみの有料化を開始した。市ではこれらの事業を「家庭ごみの３事業」と呼び、ごみの減量と資源化に大きな効果を得るための有効な手段として取り組んだ。この３事業は、最終処分場の延命化やごみの発生抑制、ごみ処理経費負担の公平化等を目的として実施しているが、その先には日本の社会全体として「循環型社会の形成を推進する」という大きな目標があることは言うまでもない。

事業の開始以降、収集漏れや誤った排出方法への対応など、市はいろいろな問題を抱えては解決することを繰り返し、ごみの減量と環境衛生の向上に努めてきた。１年間の３事業の成果が確認できた平成 20 年度には、１日１人当たりの家庭ごみの排出量が、多摩地域 26 市の中で最も少ない市になることができた。このことは、市と市民、事業者が一体となり協働して築き上げた大きな成果と言ってよい。

今後は、市民・事業者・行政が、それぞれの役割としてできることに取り組み、ごみを出さない循環型社会を築いていくよう行動していかなければならない。

本審議会は平成 21 年６月、市長より①家庭ごみ３事業（戸別収集・プラスチック容器包装類等の分別収集・有料化）の検証と評価、②今後のごみ減量対策、について諮問を受けた。以来、８回にわたって集中的に審議を重ね、答申を取りまとめるに至った。

諮問事項①については、３事業の実施から１年以上が経過し、その実績が出たことを踏まえ、将来に向けてさらに良い制度に見直していく観点から、事業の検証・評価を実施し、見直しに向けていくつかの提言を取りまとめた。また諮問事項②について、西東京市がさらなるごみ減量・リサイクルを推進するうえで今後必要と考えられる対策について検討し、提言した。

市におかれては、本答申の提言を踏まえ、市民の日々の努力が報われ、３事業がより良く活用されるよう引き続き努められるよう願うものである。

西東京市のごみ処理の状況と課題

１．ごみ処理の現状

西東京市では、家庭ごみの３事業の実施以前と比較し、実施後は着実にごみ収集量が減少している。平成 20 年度では、前年度に比べ、資源物を除くすべてのごみが減量しており、対前年度比で資源物が 8.2%増加しているにもかかわらず、家庭ごみ全体では 10.4%の減量となっている。過去５年間のごみ量の推移は次の表１のとおりである。

表１　　**ごみ排出量**

（単位：ｔ）

ごみ品目		16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
家庭ごみ	可燃ごみ	30,239	30,773	30,643	28,008	24,521
	不燃ごみ	6,324	6,481	6,614	5,021	2,768
	粗大ごみ	867	336	215	235	227
	有害ごみ	65	63	58	70	55
	資源物	9,624	9,944	9,926	12,251	13,258
	うちプラ容器包装類	—	—	—	1,459	2,452
	うち金属類	—	—	—	85	146
	小計	47,119	47,597	47,456	45,585	40,829
持込ごみ	可燃ごみ	7,716	8,193	8,480	9,165	8,880
	不燃ごみ	7	6	8	11	19
	粗大ごみ	25	30	35	35	36
	資源物	0	0	0	0	0
	小計	7,748	8,229	8,523	9,211	8,935
合計		**54,867**	**55,826**	**55,979**	**54,796**	**49,764**

※持込ごみは中間処理施設に直接搬入されたごみで、主に事業系ごみである。

平成 19 年度途中から新たな資源物として、プラスチック容器包装類と金属類を不燃ごみから分別したことになるが、表１の数値から見ると、単純に分別されただけでなく、不燃ごみと新たな資源物の合計量が減っていることから、分別・資源化と併せて発生抑制が生じたことも確認できる。

また、他の自治体と比較が可能な１日１人当たりの収集量は、図１のとおり平成 20 年度に 578.1ｇとなり、多摩地域 26 市の中で最も少ない数値となっている。

図１　　**家庭ごみ１日１人当たり収集量**

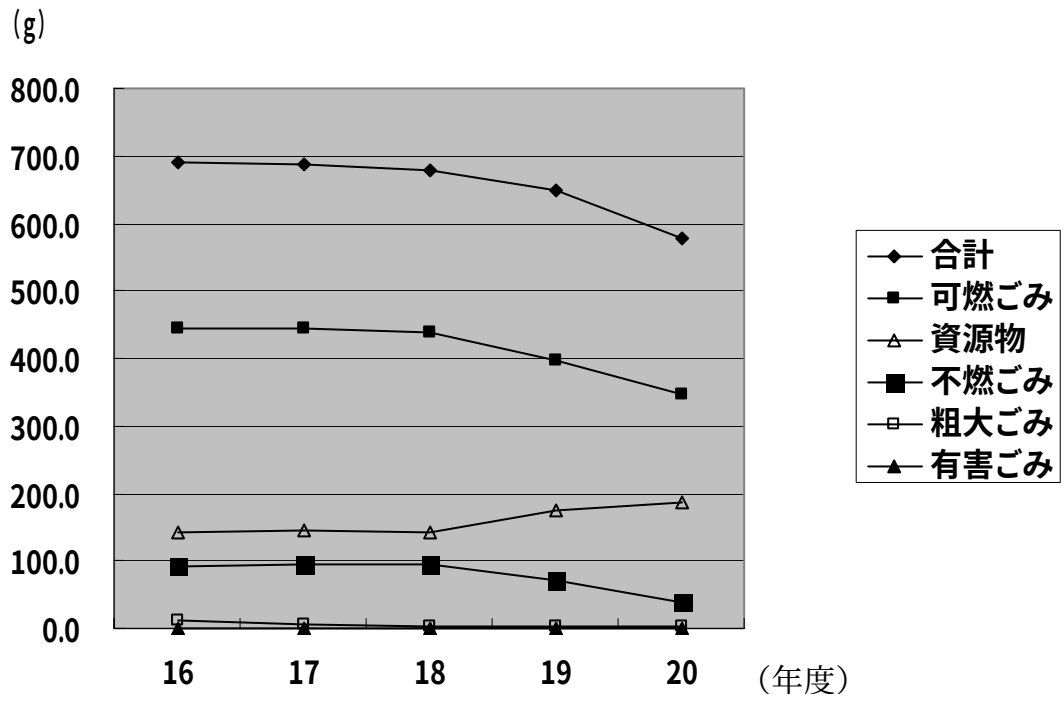

家庭ごみの資源化については、図２の推移のとおり推進されていることが確認できる。平成 17 年度から徐々に資源化が進んでおり、平成 20 年度の集団回収量を含んだ総資源化率は 39.9%で、多摩地域 26 市で６番目に高い率となっている。

図２　**家庭ごみ資源化率の推移（多摩地域ごみ実態調査より）**

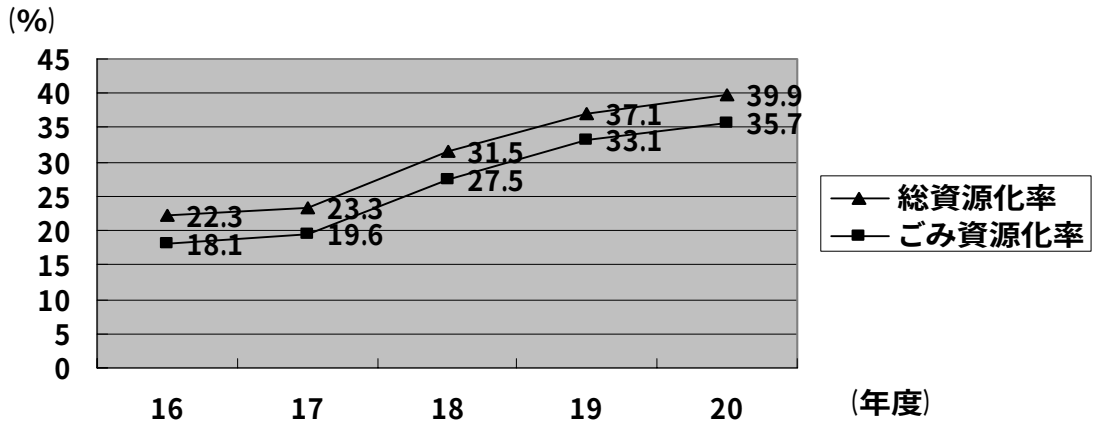

※総資源化率＝（資源ごみからの資源化量＋集団回収量＋収集後資源化量）÷（総ごみ量＋集団回収量）

※ごみ資源化率＝（資源ごみからの資源化量＋収集後資源化量）÷（総ごみ量）

さらに平成 18 年度に策定した西東京市一般廃棄物処理基本計画の目標値に対する平成 20 年度の実績値を見てみると、表２のとおり、家庭ごみ原単位が 390ｇ、ごみ排出量が 36,506ｔ、ごみ原単位が 578ｇ、資源化率が 31.4%となっており、平成 23 年度の短期目標と平成 33 年度の長期目標の双方とも達成している。

表２　**平成 20 年度実績と計画目標**

年 度	家庭ごみ原単位	ごみ排出量	ごみ原単位	資源化率
実績 20	390ｇ	36,506ｔ	578ｇ	31.4%
短期目標 23	458ｇ	41,468ｔ	640ｇ	27.6%
長期目標 33	408ｇ	39,063ｔ	599ｇ	30.1%

ごみ処理経費については表３のとおりで、平成 20 年度のエコプラザ西東京、し尿関係経費を除いた金額でおよそ 33 億 3,764 万円となっており、市の一般会計決算額の約 5.6%を占めている。

表３　　**ごみ処理経費(平成 18～20 年度)**

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
収集・運搬費用	1,006,921 千円	1,174,155 千円	1,312,465 千円
中間処理費用	1,101,500 千円	1,042,369 千円	1,094,427 千円
最終処分・資源化費用	611,029 千円	650,417 千円	666,716 千円
集団回収にかかる処理費用	31,328 千円	30,175 千円	28,689 千円
その他経費 （管理費・収集以外の委託料など）	98,198 千円	220,475 千円	235,342 千円
合　　計	**2,848,976千円**	**3,117,591千円**	**3,337,639千円**

※エコプラザ西東京に関する経費、し尿に関する経費は除く。

※端数（千円）単位の切捨て、切上げあり。

３事業の実施に伴い、表４のとおり、戸別収集の実施による委託台数の増車やプラスチック容器包装類の処理経費、有料化の実施に伴う経費等、約５億円の新たな歳出が必要となった。

表４　　**３事業に伴う新たな費用増（平成 20 年度）**

塵芥収集運搬委託料（可燃・不燃増車分　９台/日）	76,217 千円
プラスチック容器包装類収集運搬委託料（15 台/日）	200,182 千円
指定ごみ袋製造等委託料	83,320 千円
指定ごみ袋販売委託料	40,803 千円
プラスチック容器包装類選別・圧縮・梱包・保管処理委託料	93,386 千円
プラスチック容器包装類再商品化委託料	7,394 千円
合　　計	**501,302 千円**

※金属類と廃食用油は、直営により収集しているため、表４には含めていない。

有料化による家庭ごみ処理手数料と金属類・廃食用油の売払い収入は、合算で表５のとおり年間４億７千万円程度となっており、約 2,500 万円の新たな経費持ち出しとなった。

表５　　**３事業に伴う新たな収入増（平成 20 年度）**

家庭ごみ処理手数料	472,997 千円
金属類	2,807 千円
廃食用油	448 千円
合　　計	**476,252 千円**

２．家庭ごみ３事業の検証と評価

３事業については、①最終処分場の延命化　②ごみの減量・資源化　③排出者責任の明確化と排出抑制　④ごみ処理経費負担の公平化　⑤環境への配慮　⑥ごみ処理経費の削減　という目的を実現するための最も有効な手段として実施している。

ごみ収集量や資源化率の推移、一般廃棄物処理基本計画目標値の大幅な前倒しでの達成、あるいは費用対効果を考えても満足できる成果があったと言える。特に、最終処分場への搬入配分量に対して平成 20 年度も超過をしているものの、ごみ減量により超過量が削減されており、最終処分場の延命化に寄与したことは、多摩地域全体の広域で抱える問題であることを考えると大きな意義がある。

また、有料化の実施により、ごみ排出量に見合った手数料を徴収することで、ごみ処理経費負担の公平化が図られている。

経費の削減効果は現状では確認できない。また、中間処理と最終処分に係る負担金は、西東京市だけのごみ減量により減額にはならないが、少なくとも、負担金が減る要素になり得る。ごみ量が負担金に影響を与えるのは、予算編成の仕組み上、２年後となるため、今後、ごみ減量効果を受け各組合負担金がどのような動向をたどるかが注目される。

なお、３事業実施１年を経過した時点の成果を市民に理解してもらうための 14 回の報告会実施や今後の課題を洗い出すための市民４千人へのアンケートの実施等、市民の意向を十分に伺い、反映させるような事業展開に努めている。

次に、事業ごとの検証と評価に触れてみたい。

（１）戸別収集

事業実施により、次の効果があったことは評価できる。

① 市民が責任を持って、分別してごみを出すようになった。

② ごみが減量された。

③ ごみ出しが楽になり、カラス・猫の散らかし被害が減少した。

④ 粗大ごみの不法投棄が減少した。

⑤ 集積所でのごみの山がなくなり、ごみが整然と出されることでまちの美観が向上した。

集合住宅での排出マナーの問題を解決するため、部屋別収集（ごみ排出場所に部屋番号等とフックを取り付け、そこにごみの入った袋を掛けて排出する方法）を実施するなど、市が排出者責任を明確にできる独自の工夫をしている点は評価したい。

（２）プラスチック容器包装類等の分別収集

事業実施により、次の効果があったことは評価できる。

① 市民のごみ減量・リサイクルへの関心が高まった。

② プラスチックごみが資源化され、不燃ごみが大幅に減量した。

③ 金属類と廃食用油が資源化され、売り払い収入を得られた。

プラスチック容器包装類をごみから分別資源化することは、柳泉園での焼却を減らし、最終処分場への搬入量を減らすという重要な効果をあげている。

ただし、プラスチック容器包装類は資源物であり、汚れを落とすための洗浄がなぜ必要なのか、市民に十分に理解してもらう必要がある。

（３）指定収集袋による有料化

事業実施により、次の効果があったことは評価できる。

① 可燃・不燃ごみの処理手数料の設定により、ごみが大幅に減量された。

② ごみ排出量に応じた費用負担の公平化が図られた。

③ 市民のごみ減量の意識が高まった。

可燃・不燃ごみに対する処理手数料については、減量効果等を含めて市民に理解されていることがアンケート調査の結果から判断できる。また、ごみが確実に減量できたことから、処理手数料の水準は妥当であったと判断できる。

さらに適正な減免制度の運用がなされ、指定収集袋の原料・厚さの改良と広告掲載の採用といった細かい工夫も見られる。また、有料化に伴う条例改正により、

資源物持ち去り禁止を盛り込んだことも評価できる。

しかし、アンケート調査の結果を見ると、プラスチック容器包装類の手数料に関しては、市民の間に不満が多い。市では、発生抑制をする意図で可燃・不燃ごみと同額に設定したが、市民の意識向上が図られ、不燃ごみとプラスチック容器包装類の合計量の減量は確認されたものの、プラスチック容器包装類のみについての発生抑制効果は確認できていない。

さらに、ごみ排出量に応じた費用負担について、手数料徴収部分については公平化が図られたものの、大部分を税金で賄っていることを市民に再認識してもらうことが重要である。有料化を実施しても、ごみを多く出している方に税金が多く使われているのは事実であり、手数料を払えばどれだけごみを出しても構わないというような発想にならないよう、有料化の目的等をさらに周知していく必要がある。

３．ごみ処理の今後の課題

３事業の実施については、全体として効果が十分に発揮され評価できるものであり、市民の事業への理解が浸透しつつあるものの、今後に改善が必要な課題もある。特にプラスチック容器包装類の収集については、分別だけでなくきれいに洗浄する手間がかかるにもかかわらず処理手数料が可燃・不燃ごみと同額であることに不満を感じる市民が多いことがアンケート結果等から明らかになった。市民にとって、洗浄や分別への協力が報われるようにするためには、さらなる制度的工夫が必要と思われる。

前審議会の答申における可燃・不燃ごみと同額の処理手数料設定による発生抑制の考え方は、理念として間違いではない。しかし、他方で、プラスチック容器包装類の発生抑制の確認ができていないこと、市民の発生抑制の努力には限界があること、分別と洗浄をきちんとしないと容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートでの再資源化の引き受けが困難になるなどの問題に直面しており、そういった市の現状に鑑みると、不燃ごみからのさらなる資源化を図るために分別の徹底を重視する必要がある。

市民が事業の趣旨を理解し、納得できる仕組みにするためには、資源物としてのプラスチック容器包装類の処理手数料が可燃・不燃ごみのそれと同額で良いのかどうか再検討が必要ではないか。

また、プラスチック容器包装類の発生を抑制するためには、市民の力だけでは限界がある。市民が発生抑制や資源化に努力をしている現状を考えると、小売店等との協働で店頭回収の拡大や過剰包装の抑制を市から要請していくことも必要ではないか。

そして、これから市全体の総ごみ量をさらに減らしていくためには、事業系ごみの減量にも力を入れる必要があり、事業者が排出する一般廃棄物の減量と資源化に向けた働きかけを行うことが重要である。

提　言

西東京市のごみ減量と資源化を一層推進していくため、次の施策を実施するべきと考える。

１．家庭ごみ３事業について

（１）廃棄物処理手数料

西東京市では、有料化の実施にあたり、プラスチック容器包装類についても可燃・不燃ごみと同額の処理手数料を設定している。これは、プラスチック容器包装類というものが資源物でありながらその処理経費が大きく、市の経費負担を軽減したいこと、ごみを出さない社会にするためにできるだけ発生を抑制したいこと、そして、低額にすることで他のごみが混入される恐れがあることを考慮したものである。しかしながら、実績数値では、同額設定による発生抑制の効果は明確には検証できず、むしろ、市民アンケートの結果から見ると、可燃・不燃ごみよりも低額にしてほしいとの要望が多く、現状のままでは分別しようとする気持ちが弱くなっていくのではないかと心配される。

今後、プラスチック容器包装類の分別を徹底し良質の資源物として処理していくためには、この処理手数料を可燃・不燃ごみより低額に設定し、市民の分別意識を高め、資源化をさらに推進していくべき方向にあると考える。

（２）指定収集袋

西東京市の指定収集袋については、いろいろな工夫と改善がなされてきているが、プラスチック容器包装類の排出についてみれば、資源化のために市民がきれいな状態で排出する必要があり、それを収集段階で明確に確認するためには、透明な袋にすることがより良いと思われる。透明化することで市民の分別意識が改善され、品質の向上が期待できる。

（３）市民への周知・啓発

３事業を実施するにあたり、市では 100 回の市民説明会と 160 回もの出前説明会を実施している。これは、説明会としてはかなりの実施回数であり、全戸に配布した資料も含め、市民周知のための広報活動に力を注いだものと評価できる。

しかし、事業の趣旨を理解できていない市民がいることや転入者に理解してもらうためにも、あらためて、３事業の目的や実施後のごみ処理の状況を市民に分かりやすく伝えていく必要がある。出前講座の活用もされているが、フォーラム等により市民と行政、あるいは市民同士での意見・情報の交換等ができる場を設けることも必要である。

２．今後のごみ減量対策について

３事業の実施により、ごみの減量と資源化が大きく促進されたが、それが市民に十分に理解されなければ市民の努力も活かされないと考える。その意味では、減量効果を目で確認できるよう情報の「見える化」を進める必要がある。また、併せてごみに関する情報を発信し、理解を深めてもらうべきである。その結果として、市民の日々の活動にも刺激となり、市民力を活用できる環境が整っていくことにもつながる。

（１）レジ袋等の削減

国民が年間に使用するレジ袋は、１人当たり 300 枚とも言われ、これを削減することは、ごみの減量のみならず、CO_2削減による環境負荷の低減にも大きな意義がある。当市では、３事業の次に取り組むべき重要な事業として、レジ袋の削減、マイバッグ持参の取組を始めようとしている。この事業は、市の後期基本計画事業として位置付けており、エコアクション 21 を実施し、地球温暖化防止を進めている市として、積極的に取り組むべき事業である。今後は、レジ袋の削減に向けた計画を立て、市・事業者・市民による三者協議会の設置やレジ袋の有料化等の実施について、関係者と連携を図って進めていく必要がある。

また、事業者店舗での量り売りの採用など、市民ができるだけ容器包装類を使わない仕組みの提案や要望を市から行っていく必要もあるのではないか。

（２）事業系廃棄物の削減

西東京市内では、各事業者がそれぞれでごみの処理をしているため、事業系一般廃棄物の収集を市では行っていない。これは、事業者がきちんとした責任あるごみ処理をしている反面、市が事業者に対して接する機会が少ないことを意味しており、市が事業系ごみの実態を把握しにくいことにもなっている。市全体の総ごみ量の減量化のためには、今後、事業者と積極的に情報交換を行い、事業系ごみの削減を図ってほしい。

（３）生ごみ・剪定枝の減量と資源化

生ごみ・剪定枝の資源化については、過去に市でモデル事業を実施したが、現段階では市内循環やコスト面で課題があり、全市域での堆肥化を効果的・効率的に実施する仕組みの構築には大きな困難を伴うことが明らかとなった。しかし、生ごみの減量化に限れば、生ごみの水分を十分に切るという、単純ではあるが効果的な方法やエコクッキングがある。地味ではあるが、各家庭で日々取り組むことで大きな効果があることをＰＲしてほしい。

加えて、循環型社会に向けての基本的な考え方を踏まえ、生ごみの減量・資源化について、個々の家庭でできる方法の情報提供を行うとともに、生ごみの減量・資源化の推進に向けた組織づくりについて、市として検討願いたい。また、生ごみの減量は、市内農業関係者の協力を仰ぎ、小人数のグループで堆肥化に取り組むなどの方法が確実な効果をあげるのではないか。そのために、市がそういった参加者に場を提供し、育成していくことも考えられる。

剪定枝については、市の資源化モデル事業が現在休止となっているが、過去のモデルにとらわれず、資源化の検討を引き続き進めてもらいたい。

（４）資源回収の拡大と促進

西東京市では、各種の資源物を分別収集しているが、例えば、陶器やペットボトルキャップなど、資源化を進めることが可能な品目もまだある。さらなる資源化を推進するためには、可能な限り市民と行政の創意工夫、協力により、再利用できるものについての品目拡大と資源化促進を検討していくことを望む。また、新たな住宅地については、市から集団回収の案内を行い、資源回収の推進を図ってほしい。

（５）エコプラザ西東京の活用

平成 20 年７月から市民利用を開始したエコプラザ西東京は、多摩地域では数少ない環境保全と循環型社会の形成を推進する施設である。現在も生ごみ処理機の展示や資料の閲覧ができるようになっており、今後の市民・事業者への啓発のために、貴重な拠点として活用を期待したい。特に将来の環境保全を担う小中学生に対し、各種の事業やイベント、展示を通じて意識向上を図るとともに、ここで活動している登録団体やエコプラザ西東京協力員による、市民に向けた環境情報の発信や市民と協力する活動等が活発になることを期待する。

おわりに

本審議会では、市長から二つの事項について諮問を受けたが、家庭ごみの３事業については、実施後１年半と比較的早い時期であったことから十分な実績値がない事項もあり、限られた審議回数の中で評価に苦慮する場面もあった。そのような条件のもとで、委員一人ひとりが高い意識を持ち、時間の許す限り議論を尽くし本答申に至った。

家庭ごみの３事業を実施したことにより、ごみの減量と資源化が大きく推進されたことは、数値を見てすぐに判断できるところであるが、過剰包装を断り、レジ袋も無駄にもらわないなど、西東京市民の意識向上もアンケートを通じ十分に感じ取ることができた。自らが住むまちを自らの力で良くしていくことができたことは、市民にとって数字では計れない目に見えない財産となったのではないかと考える。

容器包装リサイクル制度の課題もまだ多く、今後も市民や事業者、行政が考えていかねばならない課題もある。３事業を実施したことですべてが解決したわけではなく、やっと本格的なごみの減量と資源化をスタートさせただけに過ぎない。

折りしも、国は、CO_2を 2020 年までに 1990 年比 25%削減することを国際公約として表明した 。そのような状況の中、より一層、市民・事業者・行政が共通の理解を持ちながら、より良い環境のために協力していくことが必要不可欠となる。西東京市の家庭ごみ３事業実施により、ペットボトルキャップや陶器のリサイクルなど、３Ｒを推進するための新たな市民活動も活発になっており、将来にわたり、西東京市がごみ問題だけでなく、あらゆる面で住みやすいまちになっていくことを望むものである。

これからも、市が市民の意見を反映させながら、定期的に３事業を含めたごみ施策を見直し、より良い事業にしていくことが必要であろう。そして、循環型社会の構築に向けたさらなるごみの減量と資源化を図っていくことを期待する。

西東京市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

公募市民	（副会長）金　成　ハツエ
	池　田　干　城
	片　桐　光　俊
	平　山　福　美
市　　民	江　口　紀美子
	鈴　木　　武
	高　橋　淑　子
	飯　田　志ほり
事業者	石　井　重　夫
	大河内　一　紀
	笠　原　末　雄
学識経験者	（会　長）山　谷　修　作
	小　川　政　子
	紺　野　武　郎
	三　澤　勝　已

西東京市廃棄物減量等推進審議会審議経過

第１回　平成21年6月30日　諮問

第２回　平成21年7月16日　家庭ごみ３事業の成果と評価

第３回　平成21年7月28日　家庭ごみ３事業の成果と評価
課題と今後の取り組み

第４回　平成21年8月10日　課題と今後の取り組み

第５回　平成21年8月25日　さらなるごみの減量に向けて

第６回　平成21年9月7日　さらなるごみの減量に向けて
答申案骨子の検討

第７回　平成21年9月25日　答申案の検討

第８回　平成21年10月7日　答申案のまとめ

平成21年10月27日　答申

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

平成13年１月21日
条例第127号

注　平成21年３月から沿革を付した。

改正　平成19年３月30日条例第15号　平成21年３月31日条例第９号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　市長の責務等（第３条―第８条）
第３章　市民の責務等（第９条―第13条）
第４章　事業者の責務等（第14条―第17条）
第５章　一般廃棄物処理等（第18条―第21条）
第６章　一般廃棄物処理手数料（第22条―第24条）
第７章　一般廃棄物処理業等（第25条―第34条）
第８章　地域の生活環境（第35条―第37条）
第９章　雑則（第38条―第40条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、法令に特別の定めがあるほか、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、人間と環境が調和したリサイクル型都市の形成に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

２　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　家庭廃棄物　一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(２)　事業系廃棄物　事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(３)　事業系一般廃棄物　事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(４)　事業者　商業、工業、サービス業その他の事業を行う者をいう。

(５)　再利用　活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(６)　処理　収集、運搬及び処分をいう。

(７)　処理施設　柳泉園組合における中間処理施設をいう。

第２章　市長の責務等

（基本的責務）

第３条　市長は、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

２　市長は、廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的運営に努めなければならない。

３　市長は、廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関する事業の実施に当たっては、他の地方公共団体等との協力を図らなければならない。

４　市長は、再利用による廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

５　市長は、第１項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（指導又は助言）

第４条　市長は、廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関し、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

（公開）

第５条　市長は、廃棄物の減量、処理及び処理施設に関する施策並びに処理施設の運営状況について、市民に明らかにしなければならない。

（市民参加）

第６条　市長は、廃棄物の処理及び再利用について市民の意見を聴き、これを施策に反映することができるよう努めなければならない。

（廃棄物減量等推進審議会）

第７条　市長は、一般廃棄物の減量及び再利用を促進するため、廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、廃棄物の減量政策、再利用の促進に関する施策その他重要な事項について調査し、審議するほか、市長の諮問に応じ答申する。

３　審議会は、委員15人以内をもって組織する。

４　委員は市民、事業者及び学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

５　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　前各項に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（廃棄物減量等推進員）

第８条　市長は、一般廃棄物の適正な処理、減量等に熱意があり、かつ、社会的信望がある市民のうちから廃棄物減量等推進員を委嘱する。

２　廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の適正処理及び減量のため、市長が行う施策

への協力その他の活動を行う。

3　前各項に定めるもののほか廃棄物減量等推進員について必要な事項は、規則で定める。

第３章　市民の責務等

（基本的責務）

第９条　市民は、家庭廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用若しくは不用品の活用等により再利用を図り、その生じた家庭廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、家庭廃棄物の減量に努めなければならない。

2　市民は、家庭廃棄物の適正な処理及び減量に関し、市長が行う施策に協力しなければならない。

（排出義務）

第10条　市民は、その土地又は建物内の家庭廃棄物及び資源物（資源として再利用すべき家庭廃棄物をいう。以下同じ。）を種別ごとに分別し、所定の場所に排出しなければならない。

2　市民は、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

（排出禁止物）

第11条　市民は、市長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

(１)　有害性の物

(２)　危険性のある物

(３)　引火性のある物

(４)　著しく悪臭を発する物

(５)　特別管理一般廃棄物に指定されている物

(６)　前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物

（動物処理届出）

第12条　市民は、動物の死体を自ら処分しないときは、速やかに市長に届け、その指示に従わなければならない。

（市民の減量の自主的行動等）

第13条　市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力する等家庭廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2　市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、家庭廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

3　市民は、商品の購入に伴い不要となる物品がある場合には、事業者に対し下取り

等を求めるよう努めなければならない。

第４章　事業者の責務等

（基本的責務）

第14条　事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により事業系廃棄物を減量しなければならない。

２　事業者は、事業系廃棄物の適正な処理及び減量に関し、市長が行う施策に協力しなければならない。

（事業系一般廃棄物の処理）

第15条　事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

２　事業者は、事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

（廃棄物の減量等）

第16条　事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずること等により、廃棄物を減量しなければならない。

２　事業者は、物の製造、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努めるとともに、使用後の包装、容器等の再利用の推進を図らなければならない。

３　事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

４　事業者は、市民が商品の購入に伴い、不要となる物品の下取り等を求めたときは、その求めに応ずるよう努めなければならない。

（大規模事業者の義務）

第17条　事業者は、規則で定めるところにより、廃棄物の減量及び再利用に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

２　事業者は、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

第５章　一般廃棄物処理等

（処理計画）

第18条　市長は、一般廃棄物処理基本計画を概ね５年ごとに作成しなければならない。

２　市長は、一般廃棄物の処理及び再利用計画を定め、毎年度の初めに告示しなければならない。

３　前２項の計画に重要な変更が生じた場合には、その都度告示する。

（処理）

第19条　市長は、前条の規定により定めた計画に従い、一般廃棄物の処理及び再利用に努めなければならない。

（指定収集廃棄物の処理）

第19条の２　指定収集廃棄物（市長が収集する資源物で特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第２号）別表第２に規定する特定容器包装のうち主としてプラスチック製のもの（以下「プラスチック製容器包装」という。）以外のもの、粗大ごみ及びし尿を除く家庭廃棄物をいう。以下同じ。）を排出しようとするものは、市長が指定する収集袋（以下「指定収集袋」という。）を購入し、これを使用して排出しなければならない。ただし、市長が指定収集袋により指定収集廃棄物を排出することが難しいと認めるときは、この限りでない。

２　指定収集廃棄物は、規則で定めるところにより分別し、所定の指定収集袋により排出しなければならない。

３　前２項に定めるほか指定収集袋により指定収集廃棄物を排出する方法は、規則で定める。

（粗大ごみの処理）

第20条　一般家庭から排出される粗大ごみの処理を受けようとするものは、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

２　前項の承認を受けた者は、規則で定める粗大ごみ処理シール（以下「粗大ごみ処理シール」という。）を購入し、当該粗大ごみにはり付けて排出しなければならない。

（再利用による減量等）

第21条　市長は、資源物の収集、処理施設での資源の回収等を行うとともに、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

２　第10条第１項の規定により所定の場所に排出された資源物の所有権は、西東京市に帰属する。この場合において、市長が指定する事業者以外のものは、当該資源物を収集し、若しくは運搬し、又は処分してはならない。

第６章　一般廃棄物処理手数料

（一般廃棄物処理手数料）

第22条　市長は、廃棄物の処理に関し、別表に掲げる廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）を、廃棄物を排出する者から徴収する。ただし、指定収集廃棄物を排出するため指定収集袋を購入し、又は一般家庭から排出する粗大ごみを処理するため粗大ごみ処理シールを購入した場合は、指定収集袋又は粗大ごみ処理シールの購入をもって手数料の納付があったものとみなす。

２　既に納付した手数料は還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（手数料の算定）

第23条　市長は、前条に規定する手数料について、その廃棄物の重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないと認めるときは、規則で定めるところにより、

重量以外の基準により算定することができる。

（手数料の減免）

第24条　市長は、天災その他特別な事情があると認めたときは、第22条に規定する手数料を減免することができる。

第７章　一般廃棄物処理業等

（一般廃棄物処理業の許可）

第25条　一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその事業系廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再利用の目的となる一般廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。

２　前項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

３　市長は、第１項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

４　第１項の許可は、規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間によって、その効力を失う。

（変更の許可）

第26条　前条第１項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

（処理基準）

第27条　一般廃棄物処理業者は、第18条第２項の規定により定められた計画に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

（遵守義務）

第28条　一般廃棄物処理業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示すること。

(２)　許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

(３)　自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。

（許可の取消し及び停止命令）

第29条　市長は、一般廃棄物処理業者が、この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為をしたとき、又は法第７条第５項第４号に規定するいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（許可証の再交付）

第30条　一般廃棄物処理業者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

（許可手数料）

第31条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

(１)　一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者　10,000円

(２)　一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者　10,000円

(３)　一般廃棄物処理業者で、その事業の変更の許可を受けようとする者　6,000円

(４)　許可証の再交付を受けようとする者　6,000円

（浄化槽の清掃業許可）

第32条　浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

３　第１項の許可は、規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間によって、その効力を失う。

（清掃の基準）

第33条　前条の規定により許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第３条に規定する清掃の基準に従い清掃を行わなければならない。

（準用）

第34条　第28条から第31条までの規定は、浄化槽清掃業者について準用する。この場合において、第28条から第30条までの規定中「一般廃棄物処理業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と、第31条中「一般廃棄物収集運搬業」とあるのは「浄化槽清掃業」と、「一般廃棄物処理業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第８章　地域の生活環境

（地域の生活環境）

第35条　土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

２　何人も、公園、広場、河川その他の公共の場所を汚してはならない。

３　公園、広場、道路その他の公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合においては、速やかに清掃を行わなければならない。

４　土木建築等の工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、道路その他の公共の場所に土砂等が飛散し、及び流出しないようにしなければならない。

（公共の場所の管理者責務）

第36条　前条第２項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。

（土地又は建物の管理）

第37条　土地又は建物を所有し、又は管理する者は、その土地又は建物にみだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。

2　前項に規定する者は、その土地又は建物に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

第９章　雑則

（立入検査）

第38条　市長は、法第19条第１項に規定するもののほかこの条例の施行に必要な限度において、その職員をして必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（清掃指導員）

第39条　市長は、前条並びに廃棄物の処理及び減量に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、清掃指導員を置く。

（委任）

第40条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成13年１月21日から施行する。ただし、第８条及び第22条の規定は、平成13年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行前までに、田無市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成４年田無市条例第38号。以下「田無市条例」という。）又は保谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成６年保谷市条例第２号。以下「保谷市条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3　この条例の施行の日から平成13年３月31日までの一般廃棄物の処理に係る手数料については、この条例の規定にかかわらず、合併前の田無市の区域にあるものにあっては、田無市条例の例により、合併前の保谷市の区域にあるものにあっては、保谷市条例の例により、手数料を徴収する。

4　この条例の施行前にした行為に対する保谷市条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

5　別表に規定する一般家庭から排出される粗大ごみの手数料については、当分の間、同表中「52円」とあるのは、「33円」とする。

附　則（平成15年９月30日条例第23号）

（施行期日）

１　この条例は、平成16年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の規定は、平成16年１月１日以後に処理の申込みのあったし尿の排出について適用し、同日前に処理の申込みのあったし尿の排出については、なお従前の例による。

附　則（平成16年３月31日条例第７号）

この条例は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月31日条例第13号）

この条例は、平成18年10月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日条例第15号）

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（１）　第10条、第20条、第21条及び第23条の改正規定　公布の日

（２）　前号に掲げる規定以外の規定　平成19年10月１日

（経過措置）

２　この条例による改正後の西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「新条例」という。）第19条の２、第22条及び別表の規定は、平成20年１月１日以後に排出される新条例第19条の２に規定する指定収集廃棄物（以下「指定収集廃棄物」という。）の排出について適用し、同日前に排出される指定収集廃棄物については、なお従前の例による。

附　則（平成21年３月31日条例第９号）

この条例は、平成21年10月１日から施行する。

別表（第22条、附則第５項関係）

区分	手数料
指定収集廃棄物	ミニ袋１袋につき10円 小袋１袋につき20円 中袋１袋につき40円 大袋１袋につき80円
事業系一般廃棄物（粗大ごみ及びし尿を除く。）	１キログラムにつき52円
一般家庭から排出される粗大ごみ	１キログラムにつき52円を基準とし、形状その他を考慮して、規則に定める額

し尿	一般家庭から排出されるもの	1便槽1回当たり2,000円
	事業者から排出されるもの	1リットルにつき43円

備考

1　ミニ袋　5リットル相当の指定収集袋

2　小袋　10リットル相当の指定収集袋

3　中袋　20リットル相当の指定収集袋

4　大袋　40リットル相当の指定収集袋